

## 大田原市犯罪被害者等支援条例(案)に関する意見募集の実施結果

### 提出された意見に対する市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	(意見の概要) ・第1条、目的に関してのご意見 ・第2条、犯罪被害者等の定義に関してのご意見 ・第6条から第8条までにかけて、被害者支援に関してのご意見 ・第7条、被害者等に対する相談、情報提供等に関してのご意見 ・第8条、見舞金の支給に関してのご意見	いただいたご意見につきましては、「大田原市犯罪被害者等支援条例(案)」に関して賛同する立場からのご提言と受け止め、本条例案については原文のとおりとさせていただきます。